



平成20年4月15日

各 位

会社名 鹿島建設株式会社  
代表者 代表取締役社長 中村 満義  
(コード番号 1812 東証・大証・名証各第一部)  
問合せ先 執行役員 総務部長 竹田 優  
(TEL. 03-5544-1111(代表))

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第111期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社の公告方法について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図るため、電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるため、現行定款第5条(公告方法)について所要の変更を行うものであります。
- (3) 社外監査役がその責務を十分に果たすことができるように、また、今後も見識・経験とも豊富な社外監査役を招聘できるよう現行定款に変更案第35条(社外監査役との責任限定契約)を新設するものであります。  
また、上記の新設に伴い、現行定款第35条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ 3. (条文省略)	1. ～ 3. (現行どおり)
(新 設)	<u>4. 不動産関連の特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、不動産特定共同事業</u>
<u>4. ～ 16.</u> (条文省略)	<u>5. ～ 17.</u> (現行どおり)
(公告方法) 第 5 条 当社の公告は <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u>	(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
(新 設)	<u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第 35 条 当社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内にその責任を限定する契約を締結することができる。</u>
<u>第 35 条～第 40 条</u> (条文省略)	<u>第 36 条～第 41 条</u> (現行どおり)

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 27 日 (予定)

以 上